

会 員 入 会 申 込 書

大分商工会議所 御中

令和 年 月 日

- 1 大分商工会議所の趣旨に賛同し、また、大分商工会議所定款に定める会員の資格に該当することを誓約のうえ、本年度会費および加入金を添えて入会を申し込みます。
- 2 私は、現在又は将来にわたって、大分商工会議所定款第10条第3項第4号に定める反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。なお、本宣誓に反したと認められることが判明したときは、直ちに退会とされても一切異議を申し立てません。
- 3 既納の会費及び加入金は、いかなる事由がある場合においても返戻されない事に同意いたします。

宣 誓 印
⑩

会 社 名 屋 号 団 体 名	フリガナ		⑩ 社印または代表者印	法人 個人 団体	
	(店舗名・支店名)			本店 支店 (営業所・出張所等)	
代 表 者	フリガナ		昭 平 年 月 日 生		携 帯 電 話
	(役職名)		男性 女性		
事業所所在地	〒	TEL	-	-	☐ 公開不可
		FAX	-	-	
文書等送付先 (異なる場合のみ)	〒	TEL	-	-	
		FAX	-	-	
本店所在地 (支店等の場合)	〒	TEL	-	-	
		FAX	-	-	
資 本 金	万円	U R L	http ://		
		email			
創 業 年 月	明 大 昭 平 令	年 月	従 業 員 数 (役員・事業主を除く)	当事業所 全事業所	人 (内パート 人) 人
法人設立年月	明 大 昭 平 令	年 月	決 算 月	月	年 商 (事業所) 万円
支店開設年月 (支店等の場合)	明 大 昭 平 令	年 月	関 連 会 社		
業 種	業	業	入 会 理 由	□ 開拓・拡大 □ 専門相談 □ 保険・共済 □ 会員サービス □ 信用・知名度 □ 経営相談 □ 補助金 □ 労働保険 □ 青年部 □ その他 ()	
事 業 内 容 取 扱 商 品 (50字以内)					
情 報 の 公 開	☐ 公開可				
	☐ 公開不可				

加入金	会 費 額	持口数	部 会	加 入 日	紹 介 者	担 当
1,000 円	法人 個人 団体 円	口		令和 年 月 日		

専務理事	事務局長	部 長	課 長	課長補佐	係	会員No.
						大 鶴 大 大 坂 植 佐 分 崎 南 在 市 田 賀 関

預金口座振替依頼書 兼
自動払込利用申込書

収 加

太枠内のみ強く
ご記入ください。

銀 行
信用金庫 御中
組 合 令和 年 月 日

収 納 者	1	大 分 商 工 会 議 所	会 費	0 8 3 0 0 1 2 2
収納代行会社名 (DCS記入欄)	2	大銀コンピュータサービス株式会社 DCS	3	三菱UFJファクター株式会社
料金等 の種類	会費及び特定商工業者負担金等	会員No.	地区	大 分 鶴 崎 大 南 大 在 坂 ノ 市 植 田 佐 賀 関

(注) 太枠の中のみご記入ください。

預 金 者	フリガナ											金融機関お届け印
	氏 名											
指 定 口 座	金融機関名 支 店 名	銀 行 信用金庫 組 合		支 店	預 金 種 目 (必ずどちらか 一 方 ○ 印)	口 座 番 号 (7桁以内の数字のみで、右づめで記入)						
	コード	銀 行 番 号		店 番 号	普 通 1 当 座 2							

お手許の通帳等により。
正確にご記入ください。

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号 (6桁目がある場合は※欄に記入してください)				番 号	右から詰めてご記入ください。 8桁に満たないときは頭に「0」をご記入ください。						
	1 6 6	3 0					*							
	(フリガナ)											お届け印	(印)	
	口座名義人													
	払込先	ご加入者名	大銀コンピュータサービス株式会社											
		口座番号	01940 - 2 - 32834											
	払込日	毎月 日 (土日祝日の場合は翌営業日) (再払込日) 毎月 日												

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

事業所欄	住 所	電 話 ()									
	事 業 所 名					代 表 者 名					(印)

振替日	大分商工会議所の指定する日 (金融機関休日の場合は翌営業日)	振替開始	令和 年度から
-----	--------------------------------	------	---------

私は上記料金を等を預金口座振替の方法により、上記収納者 (収納代行会社) を通じて支払うこととしましたので下記条項を承認のうえ上記口座からの振替を依頼します。

- 上記収納者 (収納代行会社) より貴行 (金庫・組合) に上記料金等についての請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を同社の指定する日 (当日が休日の場合は翌営業日) に預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。) をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却しても差支えありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なおこの届出がないまま長期間にわたり大分商工会議所から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱って差支えありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行 (金庫・組合) の責によるものを除き、貴行 (金庫・組合) には迷惑をかけません。

(お願い)
この預金口座振替依頼書が下記収納者 (収納代行会社) から送付された場合、記載内容に不備がありましたら、下記該当項目に○印をつけて下記収納者 (収納代行会社) へご返送ください。

金融機関 使用欄	(不備返却事由)	検 印	印鑑照合	受付印	大分商工会議所	大銀コンピュータサービス	三菱UFJファクター
	1. 預金取引なし 3. 印鑑相違 2. 記載事項等相違 4. その他 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義)				〒870-0026 大分市金池町 2-3-4 九電大分ビル2階	〒870-0045 大分市城崎町 2-6-31	〒206-8790 日本郵便株式会社 多摩郵便局 郵便私書箱第29号

法人会費基準表

資本金（円）	基準額（円）	従業員（人）	
		本 店	支 店
300万未満	10,000以上	5未満	－
300万以上	20,000 〃	5以上	20未満
500万 〃	30,000 〃	30 〃	20以上
700万 〃	40,000 〃	60 〃	50 〃
1,000万 〃	50,000 〃	100 〃	
2,000万 〃	70,000 〃	150 〃	
3,000万 〃	90,000 〃	200 〃	
5,000万 〃	110,000 〃	300 〃	
7,000万 〃	140,000 〃	400 〃	
1億 〃	200,000 〃	600 〃	
2億 〃	260,000 〃	800 〃	
4億 〃	320,000 〃	1,000 〃	
7億 〃	400,000 〃	1,500 〃	
10億 〃	500,000 〃	2,000 〃	
20億 〃	700,000 〃	2,500 〃	
30億 〃	900,000 〃	3,000 〃	
50億 〃	1,200,000 〃	4,000 〃	
100億 〃	1,500,000 〃	5,000 〃	

1. 引受会費は、個人は1口5,000円以上、団体は2口10,000円以上、法人は2口10,000円以上とし法人会費基準表により算定します。

(1) 本店の法人会費は資本金の基準額の50%、従業員の基準額の50%の合計額をもって算定します。

例 資本金350万円、従業員50名の場合			
	資本金の基準額	20,000円の50%	10,000円
+	従業員の基準額	30,000円の50%	15,000円
年 間 会 費 額			25,000円

(2) 支店、営業所、出張所等については「支店」従業員の基準額をもって会費額とします。

(3) 大手進出企業、金融機関、大型店については別途算定します。

2. 当所部会組織は、下記のとおりです。

- | | | | |
|-----------------|------------------|-------------|--------------|
| (1) 商業部会 | (2) 建設部会 | (3) 建設設備部会 | (4) 建設サービス部会 |
| (5) 工業部会 | (6) エネルギー部会 | (7) 交通運輸部会 | (8) 金融部会 |
| (9) 衛生環境・生活関連部会 | (10) 士業・セキュリティ部会 | (11) 情報文化部会 | |
| (12) 観光飲食部会 | (13) 不動産部会 | | |

3. 会費を2年以上未納の場合、退会扱いとなりますのでご注意ください。

大分商工会議所 定款（抜粋）

第2章 会 員

（会員の資格）

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げる者であつて、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

（1）本商工会議所の地区内で事業活動を行なう次に掲げる団体

- ①協同組合 ②信用金庫 ③労働金庫 ④公社 ⑤経済関係団体 ⑥医療法人 ⑦社会福祉法人
- ⑧弁護士法人 ⑨監査法人 ⑩司法書士法人 ⑪税理士法人 ⑫行政書士法人 ⑬弁理士法人
- ⑭産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
- ⑮地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
- ⑯地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
- ⑰地域経済の振興等に資する中間法人
- ⑱まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行なう特定非営利活動法人
- ⑲観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

（2）本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行なう次に掲げる個人

- ①医師 ②歯科医師 ③助産師 ④弁護士 ⑤公認会計士 ⑥司法書士 ⑦税理士 ⑧行政書士
- ⑨弁理士

（3）本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

- （1）自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- （2）店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- （3）鉱業を営む者
- （4）取引所
- （5）会社
- （6）相互会社

3 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- （1）精神の機能の障害により職務を適性に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （4）反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

第10章 会 計

（会費及び負担金）

第69条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。

2 納入期日を経過した会費及び負担金は、いかなる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。

3 既納の会費、加入金及び負担金は、いかなる事由がある場合においても返戻しない。

会 員 入 会 申 込 書

大分商工会議所 御中

令和 7 年 10 月 21 日

- 1 大分商工会議所の趣旨に賛同し、また、大分商工会議所定款に定める会員の資格に該当することを誓約のうえ、本年度会費および加入金を添えて入会を申し込みます。
- 2 私は、現在又は将来にわたって、大分商工会議所定款第10条第3項第4号に定める反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。なお、本宣誓に反したと認められることが判明したときは、直ちに退会とされても一切異議を申し立てません。
- 3 既納の会費及び加入金は、いかなる事由がある場合においても返戻されない事に同意いたします。

宣誓印

印

会 社 名 屋 号 団 体 名	フリガナ トヨクニ 株式会社 豊の国 (店舗名・支店名)	 社印または代表者印	☒ 法人 ☐ 個人 ☐ 団体 ☒ 本店 支店 (営業所・出張所等)
代 表 者	フリガナ ブンゴ トウ (役職名) 代表取締役 豊後 太郎	☒ 昭平 30 年 1 月 1 日生 ☒ 男性 ☐ 女性 携帯電話 080 - 9876 - 5432	
事業所所在地	〒 870 - 0026 大分市金池町2 - 3 - 4	TEL 097 - 536 - 3131 ☐ 公開不可 FAX 097 - 534 - 9472	
文書等送付先 (異なる場合のみ)	〒	TEL - - FAX - -	
本店所在地 (支店等の場合)	〒	TEL - - FAX - -	
資 本 金	1,000 万円	URL https:// www.oita-cci.or.jp/ email info@oita-cci.or.jp	
創 業 年 月	明大 50 年 1 月 ☒ 昭平 令	従 業 員 数 (役員・事業主を除く) 当事業所 10 人 (内パート 3 人) 全事業所 25 人	
法人設立年月	明大 3 年 4 月 ☒ 昭平 令	決 算 月 3 月 年 商 (事業所) 5,000 万円	
支店開設年月 (支店等の場合)	明大 年 月 昭平 令	関 連 会 社 株式会社 豊国運送	
業 種	小 売 業	入 会 理 由 ☐ 開拓・拡大 ☐ 専門相談 ☐ 保険・共済 ☒ 会員サービス ☐ 信用・知名度 ☒ 経営相談 ☐ 補助金 ☐ 労働保険 ☐ 青年部 ☒ その他 (紹介)	
事 業 内 容 取 扱 商 品 (50字以内)	土産品 椎茸 かぼす		
情 報 の 公 開	☒ 公開可 ☐ 公開不可	ご記入いただきました事項は、当所常議員会での加入承諾の決定に使用します。 また、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や各種連絡・情報提供のために利用するほか、DMサービスによる頒布、全国の商工会議所が実施するインターネット事業所検索サービスにて公開させていただくことがあります。公開を希望されない方はお申し出ください。なお、公開されない場合は取引照会を損失される可能性があります。	

加入金	会 費 額	持口数	部 会	加 入 日	紹 介 者	担 当
1,000 円	法人 個人 団体 円	口		令和 年 月 日		
専務理事	事務局長	部 長	課 長	課長補佐	係	会員No.
						大 鶴 大 大 坂 植 佐 分 崎 南 在 市 田 賀 関

収

加

太枠内のみ強く
ご記入ください。

預金口座振替依頼書 兼
自動払込利用申込書

豊 後

銀行
信用金庫 御中
組 合

令和 7 年 10 月 21 日

収 納 者	1	大 分 商 工 会 議 所	会 費 0 8 3 0 0 1 2 2
収納代行会社名 (DCS記入欄)	2	大銀コンピュータサービス株式会社 DCS	3 三菱UFJファクター株式会社
料金等 の種類	会費及び特定商工業者負担金等	会員No.	地区 大分 鶴崎 大南 大在 坂ノ市 植田 佐賀関

(注) 太枠の中のみご記入ください。

銀行印

銀行印

お手許の通帳等により。
正確にご記入ください。

▶ ゆうちょ銀行以外

預金者名	フリガナ カ) トヨノクニ タ イ ヒ ヨ ウ ト リ シ マ リ ヤ ク フ ァ ク タ ー 株 式 有 限 公 司 氏名 株式会社 豊の国 代表取締役 豊後 太郎	金融機関お届印
指定口座	金融機関名 支店名 豊 後 銀行 信用金庫 組 合 金 池 支店 コード 銀行番号 店番号 1 2 3 預金種目 (必ずどちらか一方○印) 普通 ① 口座番号 (7桁以内の数字のみで、右づめで記入) 0 1 2 3 4 5 6 当座 2	

▶ ゆうちょ銀行

種目コード	契約種別コード	記号 (6桁目がある場合は※欄に記入してください)	番 号	右から詰めてご記入ください。 8桁に満たないときは頭に「0」をご記入ください。
1 6 6	3 0	1 2 3 4 5 ※	1 2 3 4 5 6 7 8	
(フリガナ)	カ) トヨノクニ			お届け印 銀行印
口座名義人	株式会社 豊の国			
払込先	ご加入者名	大銀コンピュータサービス株式会社		
	口座番号	01940 - 2 - 32834		
払込日	毎月	日 (土日祝日の場合は翌営業日)	(再払込日) 毎月	日

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

事業所欄	住 所 電話番号 () ※預金者名(口座名義人)と事業所名・代表者名が異なる場合、ご記入ください。 事業所名 代表者名 (印)
------	--

振替日	大分商工会議所の指定する日 (金融機関休日の場合は翌営業日)	振替開始	令和 年度から
-----	--------------------------------	------	---------

私は上記料金を等を預金口座振替の方法により、上記収納者(収納代行会社)を通じて支払うこととしましたので下記条項を承認のうえ上記口座からの振替を依頼します。

- 上記収納者(収納代行会社)より貴行(金庫・組合)に上記料金等についての請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を同社の指定する日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却しても差支えありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なおこの届出がないまま長期間にわたり大分商工会議所から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱って差支えありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行(金庫・組合)の責によるものを除き、貴行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

(お願い)
この預金口座振替依頼書が下記収納者(収納代行会社)から送付された場合、記載内容に不備がありましたら、下記該当項目に○印をつけて下記収納者(収納代行会社)へご返送ください。

金融機関 使用欄	(不備返却事由) 1. 預金取引なし 3. 印鑑相違 2. 記載事項等相違 4. その他 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義)	検 印 印鑑照合 受付印	大分商工会議所 大銀コンピュータサービス 三菱UFJファクター(株) 〒870-0026 大分市金池町 2-3-4 九電大分ビル2階 〒870-0045 大分市城崎町 2-6-31 〒206-8790 日本郵便株式会社 多摩郵便局 郵便私書箱第29号
-------------	---	--------------	--